

大治町介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費の額等を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の3第2項に基づき介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第140条の63の2第1項第3号に規定する市町村が定める額（以下「第1号事業支給費」という。）及び同号に規定する市町村が定める割合（以下「第1号支給費割合」という。）を定めるものとする。

(第1号訪問事業及び第1号通所事業に要する費用の額)

第2条 法第115条の45第1項第1号イ及びロの規定による第1号訪問事業及び第1号通所事業に要する第1号事業支給費の額は、別表第1に定める単位数に第4条に規定するサービス区分の1単位の単価を乗じて算定するものとする。

(第1号介護予防支援事業に要する費用の額)

第3条 法第115条の45第1項第1号ニの規定による第1号介護予防支援事業に要する費用の額は、別表第2に定める単位数に次条に規定するサービス区分の1単位の単価を乗じて算定するものとする。

(1単位の単価)

第4条 前2条に定めるサービス区分の1単位の単価は、次の各号に掲げるサービス区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第1号訪問事業 10.42円
- (2) 第1号通所事業 10.27円
- (3) 介護予防ケアマネジメントA 10.42円

(端数処理)

第5条 第2条及び第3条により費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

(第1号事業支給費割合)

第6条 第1号事業支給費割合は、次の各号に掲げるサービス区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- (1) 第1号訪問事業及び第1号通所事業 100分の90
- (2) 第1号介護予防支援事業 100分の100

2 法第59条の2第1項各号列記以外の部分に規定する政令で定める額以上である施行規則第140条の62の3第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等（次項の規定が適用される者を除く。）に係る第1号事業支給費について前項第1号の規定を適用する場合においては、同号中「100分の90」とあるのは「100分の80」とする。

3 法第59条の2第2項に規定する政令で定める額以上である施行規則第140条の62の3第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等に係る第1号事業支給費

について第1項第1号の規定を適用する場合においては、同号中「100分の90」とあるのは「100分の70」とする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

第1号訪問事業及び第1号通所事業支給費単位表

区 分	サービスの種類	単 位 数
第1号訪問事業	生活支援型訪問サービス	<p>（1月あたり）</p> <p>イ 生活支援型訪問サービス費（週1回） 906単位</p> <p>ロ 生活支援型訪問サービス費（週2回） 1,812単位</p> <p>ハ 生活支援型訪問サービス費（週2回超） 2,718単位</p> <p>注1 利用者に対して、指定事業所の訪問介護員等が、別に定める生活支援型訪問サービスを行った場合に算定する。</p> <p>注2 生活支援型訪問サービスは、日常生活に必要な家事等とし、1回45分程度とする。</p> <p>二 初回加算 200単位</p> <p>注 指定事業所において、新規に生活支援型訪問サービス個別計画を作成した利用者に対して、訪問事業責任者が初回若しくは初回の生活支援型訪問サービスを行った日の属する月に生活支援型訪問サービスを行った場合又はその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の生活支援型訪問サービスを行った日の属する月に生活支援型訪問サービスを行った際に訪問事業責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。</p>
第1号通所事業	ミニデイ型通所サービス	<p>（1月あたり）</p> <p>イ ミニデイ型通所サービス費（週1回） 1,160単位</p> <p>ロ ミニデイ型通所サービス費（週2回以上） 2,320単位</p> <p>注1 利用者に対して、指定事業所の介護職員等が、別に定めるミニデイ型通所サービスを行った場合に算定する。</p> <p>注2 ミニデイ型通所サービスは、心身・生活機能の維持又は向上を目指し、1回2時間以上4時間未満とする。</p> <p>注3 利用者が一のミニデイ型通所サービス指定事業所においてミニデイ型通所サービスを受けている間は、当該ミニデイ型通所サービス指定事業所以外のミニデイ型通所サービス指定事業所がミニデ</p>

		<p>イ型通所サービスを行った場合に、ミニデイ型サービス費は、算定しない。</p> <p>(利用月につき)</p> <p>ハ 介護予防改善加算 50単位</p> <p>注1 指定事業所がサービスを提供し、サービス終了月において、利用者の心身の状態に改善がみられ、その状態を維持するよう、自立に向けたアドバイスや支援を行った場合、サービス終了月において、所定単位数に利用月数を乗じた単位数を加算する。ただし、介護予防改善加算を算定した場合、サービス利用者は、サービス終了月の翌月末日まで、第1号通所事業を利用できないものとする。なお、利用月数の算出にあたっては、サービス提供開始日を基準日とし、サービス提供開始日から翌月の基準日前日までを1か月とし、以降同様に考え、最大6か月までとする。</p> <p>注2 以下の理由により、ミニデイ型通所サービスを終了した者は、当該加算を算定しないものとする。</p> <p>イ 身体状態等の悪化により、通所が困難になった場合（入院、医師の指示及び家族の介護を含む。）</p> <p>ロ 介護保険の申請の結果、要介護状態に認定された場合</p> <p>ハ 本人が死亡した場合</p> <p>ニ その他、サービスを終了する理由が不明なものや把握が困難なもの</p> <p>注3 月途中でサービスを終了した場合においても、その月数を計上するものとする。</p>
--	--	---

別表第2（第3条関係）

第1号介護予防支援事業支給費単位表

区 分	サービスの種類	単 位 数
第1号介護 予防支援事 業	介護予防ケアマ ネジメントA	<p>(1月あたり)</p> <p>イ 介護予防ケアマネジメント費 442 単位</p> <p>注1 利用者に対して介護予防ケアマネジメントA 支援を行い、かつ、月の末日において介護予防サ ービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼 届出書を提出している介護予防ケアマネジメント 事業者について、所定単位数を算定する。</p> <p>2 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない 場合には高齢者虐待防止措置未実施減算として、 所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単 位数から減算する。</p> <p>3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない 場合には業務継続計画未策定減算として、所定単 位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数か ら減算する。</p> <p>ロ 初回加算 300 単位</p> <p>注 介護予防ケアマネジメント事業所（介護予防ケ アマネジメントの事業を行う事業所をいう。以下 同じ。）において、新規にケアプランを作成する 利用者に対し介護予防ケアマネジメントを行った 場合については、初回加算として、1月につき所 定単位数を加算する。</p> <p>ハ 委託連携加算 300 単位</p> <p>注 介護予防ケアマネジメント事業所が利用者に提 供する介護予防ケアマネジメントを指定居宅介護 支援事業所（指定居宅介護支援等の事業の人員及 び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号） 第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所 をいう。以下同じ。）に委託する際、当該利用者 に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所 に提供し、当該指定居宅介護支援事業所における ケアプランの作成等に協力した場合は、当該委託 を開始した日の属する月に限り、利用者1人につ</p>

		き 1 回を限度として所定単位数を加算する。
--	--	------------------------